

実質無利子融資制度「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いについて

この度は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けていらっしゃる皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、影響を受けている事業者様をご支援するため、「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを行っていますのでお知らせします。

商品概要

名 称	長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金
ご利用いただける方	長崎県内で事業所等を有し、県税を完納している中小企業者の方で、次のいずれかの認定を受けた法人または個人事業主 ① セーフティネット 4号（新型コロナに係るもの・売上高 20%以上の減少） ② セーフティネット 5号（売上高 5%以上の減少） ③ 危機関連（新型コロナに係るもの・売上高 15%以上の減少）
資 金 使 途	設備資金、運転資金
ご融資限度額	3,000 万円
ご融資利率	年 1.3% ・ 上記①及び③の認定を受けた事業者、②の認定を受けた個人事業主かつ小規模事業者及び前記以外で売上高減少率 15%以上の事業者は当初 3 年間利子補給により実質 0.00% ・ ②の認定を受けた個人事業主かつ小規模事業者以外で売上高減少率 15%未満の事業者は年 1.3%（利子補給はありません）
保 証 料 率	0.85% ・ 上記①及び③の認定を受けた事業者、②の認定を受けた個人事業主かつ小規模事業者及び前記以外で売上高減少率 15%以上の事業者は 0.00%（国が全額補助） ・ ②の認定を受けた個人事業主かつ小規模事業者以外で売上高減少率 15%未満の事業者は 0.425%（1/2 補助・但し経営者保証免除の場合は 0.525%）
ご返済方法	元金均等返済
ご融資期間	10 年以内（うち据置 5 年以内）
保 証 人	原則として法人代表者
取 扱 店	当組合本支店
取 扱 期 間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日（保証申込受付分） ※令和 3 年 1 月 31 日までに融資実行されるものに限る。

※お申込みに際しては、当組合および長崎県信用保証協会で所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

※本融資制度は、業種や企業規模により利用できない場合がございます。詳しくは当組合の本支店窓口へお尋ねください。